

## 帯広市工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、帯広市(以下「市」という。)が発注する建設工事の工事請負契約において、請負者が完成工事未収入金の早期解消、資金調達等を目的として、市に対して有する工事請負契約の支払請求権を、売掛債権の買取業務を行う金融機関等に債権譲渡しようとするものについて、工事請負契約書(帯広市工事執行規則(昭和52年規則第28号)様式1号。以下「請負契約書」という。)第5条第1項ただし書の規定による工事請負代金債権の譲渡(以下「債権譲渡」という。)の承諾をする場合等の事務取扱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(債権譲渡の承諾の対象)

第2条 債権譲渡の承諾の対象は、いずれの要件を満たすものとする。

- (1) 帯広市工事執行規則第2条第1項に定める工事に係る請負者が有する完成払代金の支払請求権であること。
- (2) 請負契約書第31条第4項の規定に基づき、市が請負者から工事目的物の引渡しを受けた工事に係る債権であること。

(譲渡債権の金額)

第3条 譲渡債権の金額は、工事請負代金額から前払金(中間前払金を含む。)及び部分払金の支払額を控除した金額(請負者の履行遅滞の場合における違約金その他請負者に対する債権を有し相殺が必要な場合は、これを相殺した後の金額)の範囲内の額(以下「債権金額」という。)とする。

(債権譲渡先の制限)

第4条 承諾を行う債権譲渡先は、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関及び金融機関による債権流動化のための特定目的会社等、市長が適当と認める者(以下「金融機関等」という。)とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第5条 請負者は、債権譲渡の承諾の申請をする場合は、債権譲渡承諾依頼書(様式1。以下「承諾依頼書」という。)を市長に提出するものとする。請負者が共同企業体である場合は、代表者以外の構成員を含む全構成員連名の申請とする。

- 2 前項の申請書類の提出方法は、持参によるものとし、市長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

(債権譲渡の承諾要件)

第6条 市は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、債権譲渡を承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡が請負者の円滑な資金調達等を目的としたものであり、金融機関等における債権回収を意図したものでないこと。
- (2) 債権の譲渡先が第4条に定めるものであること。
- (3) 譲渡債権額が第3条に定める債権金額であること。
- (4) 承諾申請に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (5) 承諾申請に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (6) 承諾申請に係る債権が既に他に譲渡されていないこと。

(債権譲渡の承諾手続等)

第7条 市は、請負者から第5条に基づく適正な申請書類の提出があったときは、前条に定める承諾要件を確認の上、受理した日の翌日から起算して7日以内(期間の末日が帯広市の休日を定める条例(平成3年条例第24号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)に当

該申請に係る承諾又は不承諾を決定し、債権譲渡承諾書（様式 2。以下「譲渡承諾書」という。）又は債権譲渡不承諾通知書（様式 3）により、その 2 通を請負者（請負者が共同企業体であるときはその代表者）に交付するものとする。

2 市は、前項の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（様式 4）により承諾状況等を管理するものとする。

（債権譲渡に係る完成払代金の支払等）

第 8 条 市は、金融機関等からの債権金額の請求を受けるときは、次の書類を提出させるものとする。この場合において、当該書類の提出方法は、持参によるものとし、市長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

(1) 請求書（様式 5）

(2) 市の押印がなされた譲渡承諾書の写し

2 市は、金融機関等から前項に基づく適法な請求書等を受理した日の翌日から起算して 40 日以内に、所定の手続を経て当該工事請負契約に係る債権金額を支払うものとする。

（その他）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、債権譲渡の承諾等に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

#### 附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。